

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定について

平成18年、国連において「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます）が採択され、わが国も平成19年に署名しました。これを受け、条約締結に必要な国内法の整備をはじめとするわが国の障がい者にかかる制度の集中的な改革のための議論が進められ、障害者基本法の改正、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正が行われました。平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます）が制定され、これを踏まえて、わが国は平成26年1月に障害者権利条約を批准しました。

その後も、平成26年5月に医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病医療法」といいます）の制定と児童福祉法の改正が行われ、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が実施され、障害者総合支援法の対象疾病も拡大されました。さらに、平成28年4月の障害者差別解消法の施行、同年5月の成年後見制度利用促進法の施行、障害者部会の「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」を踏まえた障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法の公布が行われています。この改正により、市町村に「市町村障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

1. 障害者の望む地域生活の支援
 - (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
 - (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
 - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
 - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）
3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
 - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
 - (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成30年4月1日（2. (3)については公布の日（平成28年6月3日））

また、国の障害者政策委員会において、「障害者基本計画（第4次）」（計画期間：2018年（平成30年度）から2022年（平成34年度））について、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、さらには2020年東京パラリンピックの開催決定、平成28年の障害者支援施設での殺傷事件等を背景として、基本的な考え方、分野ごとの障害者施策の基本的な方向が審議されました。

本町では、平成24年3月に「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を一体化した「第2次八百津町障がい者福祉計画」を策定し、平成27年3月には「第3次八百津町障がい者福祉計画」を策定し、施策を推進してきました。

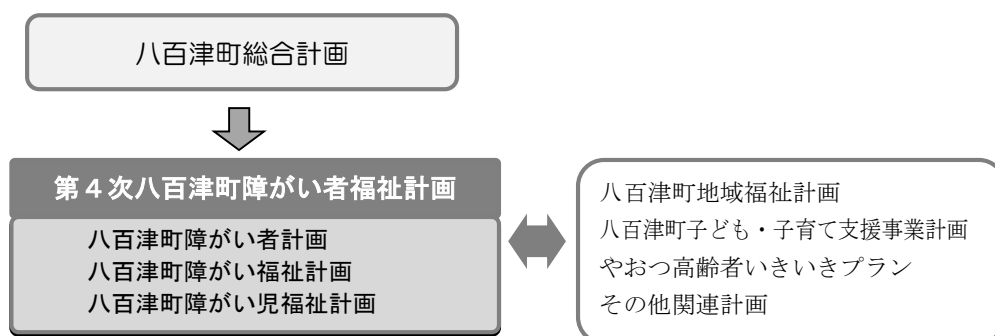
平成29年度に計画の最終年度を迎えることから、現状と課題、障がいのある人等のニーズ、制度改正等を踏まえ、計画の見直しを行うこととしました。

2 計画の性格

この計画は、障害者基本法に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に規定する「障害福祉計画」、児童福祉法に規定する「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

町総合計画を上位計画とし、地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、やおつ高齢者いきいきプラン（介護保険事業計画・老人福祉計画）、その他町の関連計画との調整を図りながら策定したものであり、関連部門との連携、関連計画との調整を行いながら推進していきます。また、圏域、県との調整を行っており、必要な施策については連携を図って推進します。

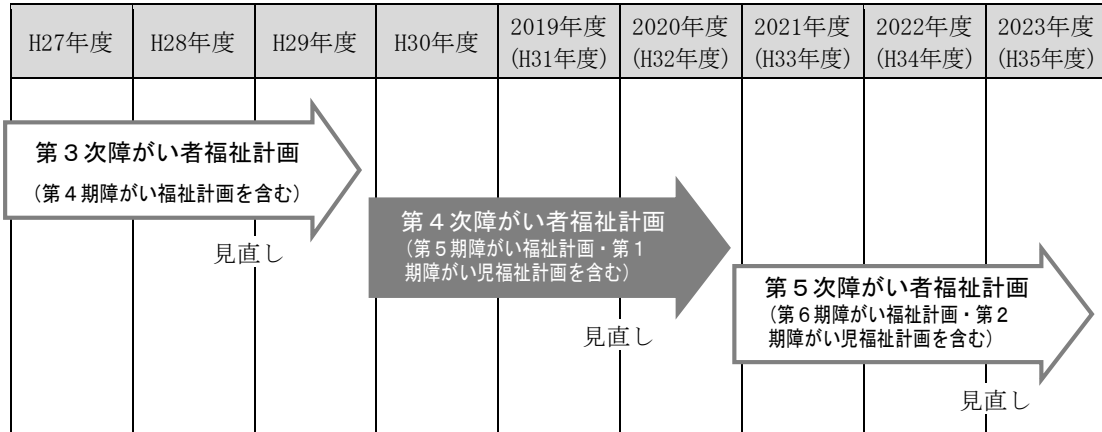
図表1-1 他計画との関係



3 計画の期間

この計画の期間は、2018年（平成30年度）から2020年（平成32年度）の3年間です。

図表1-2 計画期間



4 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

計画策定にあたり、各方面の幅広い意見を反映させるため、「八百津町保健福祉推進協議会」において「第4次八百津町障がい者福祉計画」について協議を行いました。

(2) アンケートの実施

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人に、アンケート調査を実施して、計画策定のための基礎資料としました。

また、障がい者の手帳は所持していないが、親子教室、放課後等デイサービスを利用している児童の保護者を対象として、サービスの満足度や必要な支援等についてたずねました。

図表1-3 アンケート調査実施内容

区 分	障がい者	障がい児	親子教室、放課後等 デイサービス利用者
調 査 対 象 者	18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者	親子教室、放課後等デイサービスを利用している児童
配 布 ・ 回 収	郵送配布・郵送回収 (施設入所者は施設を通じて配布・回収)		サービス利用時に配布・回収
調 査 基 準 日	平成29年8月1日		
調 査 期 間	平成29年8月23日～9月11日		

図表 1-4 アンケートの回収結果

区 分	障がい者			障がい児	親子教室、放課後等デイサービス利用者	合 計
	身体	知的	精神			
配 布 数	445人	75人	77人	31人	49人	677人
回 収 数	290人	43人	40人	19人	44人	436人
有効回答数	287人	43人	40人	19人	44人	433人
有効回答率	64.5%	57.3%	51.9%	61.3%	89.8%	64.0%

(3) パブリックコメントの実施

審議された計画案について、町民からの意見聴取のために平成30年3月1日から平成30年3月14日までパブリックコメントを実施しました。